

六十五歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

日本は、二〇〇七年には総人口の約三人に一人が、六十歳以上の高齢者となることが見込まれています。我が国の経済社会の活力を維持するためには意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっています。しかしながら、我が国において、何らかの形で六十五歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約七十パーセント、そのうち希望者全員が六十五歳まで働ける場を確保している企業は全体の約三十パーセントにとどまっています。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者は一度離職すると再就職は大変困難な状況にあります。

よつて、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で六十五歳まで働き続けることができるようにするため、定年の引き上げや継続雇用制度の義務化をはじめとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備及び各種支援策の実施など、所要の措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年三月十七日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長

内閣総理大臣・厚生労働大臣 あて